

令和 3 年 3 月 26 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 3 号議案 古賀市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の制定について

令和 3 年度から古賀市第 8 期介護保険事業計画・第 9 次高齢者保健福祉計画に基づいて日常生活圏域を 3 圏域に設定し、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置することに伴い、古賀市地域包括支援センターの実施に係る基準等を整備するため、条例の全部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 本条例の基本方針に記載された「地域住民」とは、市民全般を指している。
2. 今後の地域包括支援センターの体制について、基幹型地域包括支援センターをサンコスモ古賀内に設置。役割は 3 圏域の地域包括支援センターの後方支援。3 圏域の地域包括支援センターから寄せられる相談や事業状況などを把握し、常に連携を図る。
3. 介護サービスなどの決定は、3 圏域の地域包括支援センター内で担当ケアマネジャーを中心に行うが、情報は同じ圏域内の社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの 3 職種で共有する。
4. 来年度サンコスモ古賀内に配置予定のコミュニティソーシャルワーカーとも連携し、課題解決に導くこともある。
5. 3 圏域の地域包括支援センターには、ケアプランを作成する介護支援専門員も配置される。
6. サンコスモ古賀の専門職職員 14 名は、3 圏域の地域包括支援センターに就労予定。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本市の条例中で使用されている「障害」の表記を、法令との整合性が損なわれない範囲内において「障がい」に変更し、及び所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 「障がい」の表記については平成24年度から可能な限り平仮名表記とすることとしていたが、令和3年度からは、法令との整合性が必要と判断される文書を除き、平仮名表記をより積極的に推進することとしている。
2. 第4期古賀市障がい者基本計画を策定する時期に合わせ、見直しを行うもの。当事者や施策推進協議会の当事者委員からも漢字表記が気になるとの声をいただき、いろいろな意見があるが、嫌だと感じている人がいることから、今回の表記の改正に取り組んだ。
3. 規則等についても「障がい」を漢字表記としているものを今回の条例の見直しと同じ観点で令和3年4月1日から平仮名表記となるよう、改正作業を進めているところ。正確な改正数は、次回の文教厚生常任委員会で報告するとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

予防接種健康被害調査委員会（以下、調査委員会）の委員報酬額を見直すため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 調査委員会の委員報酬額について、従来はその他の附属機関と同額の2,500円であったが、調査委員会の委員が主に医師で構成され、調査内容については医学的な見地が必要であり、事前に相当の準備も必要となることから、その報酬額を介護認定審査会や障害支援区分認定等審査会における医師の報酬額と同額の13,500円に改めるもの。
2. 今まで実際に開催された調査委員会の会議は、2回とのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号議案 古賀市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

調査委員会の構成員の変更のほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 調査委員会の委員について、市長、粕屋医師会長、粕屋保健所長、粕屋医師会の推薦する2人の医師の計5人としていたが、調査内容に応じ柔軟に対応するため、市長と固定せず、市職員に改めるもの。
2. 調査委員会は、健康被害とワクチン接種との因果関係を調査する。時間経過による副反応や障がい、既往症などを臨床実験で把握された副反応と照らし合わせるが、医療機関での個別接種、市町村で権限を持つ集団接種に従事した医師にも直接話を伺える市で因果関係を判断するものである。
3. 予防接種の副反応が疑われる健康被害により医療費等の請求を市に求められた場合、内容について調査委員会で調査し、国へ進達を行う。厚生労働省は疾病障害認定審査会で調査の上、因果関係を判断し、その結果を市に通知する。
4. 第4条から第7条までを削除することで、「委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならない」という部分が削除されるが、他の条例と合わせ、その旨は別途規則で定める。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 10 号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法第 129 条の規定に基づく保険料、昨今災害が増加していることを勘案した減免基準等の改定のため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 保険料の基準月額について、第 8 期介護保険事業計画では 300 円増額の 5,100 円とするが、県内では比較的安い方に区分される。
2. この 3 年間は、本市の介護保険特別会計が黒字となり、介護給付費準備基金（以下、基金）の残高も 5 億円前後になる見込みであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で来年度以降、介護を必要とする高齢者が急増する可能性がある。介護サービスを必要とする高齢者に必要な介護サービスを提供できるよう、基金は介護給付費の財源とする。
3. 国の報酬改定により自立支援や重症化予防、看取り対応強化など利用者や高齢者にも良い面があるが、非課税の人の減額制度の要件が変更になるため、サービスの幅が狭くなることもある。
4. 300 円の値上げの理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、高齢者がフレイル状態になっても、最期まで安心して古賀市で暮らせるまちづくりのために基金を残し、必要な方に介護サービスを受けていただくためである。

【意見】

高齢化が進む状況とあわせ、新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者のフレイル状態の拡大、さらに介護サービス利用の増大に備えるために、基金を活用する。今回保険料を値上げしてもさらに 3 年後に基金が上積みされる事態になったときには賛成した立場を厳しく総括する覚悟で賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 11 号議案 古賀市立テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定について

市内テニスコートの利用の実態等を鑑み、古賀市立青柳テニスコートを廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 青柳テニスコートの定期利用団体には、廃止後は筵内にある勤労者テニスコートを利用してもらう予定。なお、勤労者テニスコートは改良を行う。
2. 条例改正に至る経過について、市内に4か所あるテニスコートは、土日に利用が多く、平日には空きがある。利用頻度を上げることがコートの劣化を防ぐことから、中学校区に1か所程度、市内3か所への集約を考えたことによる。
3. 青柳テニスコートの定期利用団体に勤労者テニスコートでの活動を願うため、勤労者テニスコートの整備に時間が必要であり、8月施行となる。青柳テニスコート跡地の活用については、これから検討を始める。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。